

議案第四十九号

港区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

港区立子ども家庭支援センター条例（平成十七年港区条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「子どもの健全な育成」を「区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができる環境の形成」に改める。

第二条に次の一号を加える。

三 家庭 子どもを育成する家庭をいう。

第三条の表中「東京都港区三田一丁目四番十号」を「東京都港区南青山五丁目七番十一号」に改める。

第四条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第七号とし、

第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 子ども及び家庭の支援に係る活動の推進に関すること。

五 子ども及び家庭並びにそれらを支援する者の相互交流に関すること。

第五条中「次のとおり」を「一月一日から同月三日まで及び十二月三十一日」に改め、同条各号を削る。

第六条第一項中「午前九時から午後五時まで」を「午前八時三十分から午後六時まで」に改め、同項ただし書を削る。

第七条第三号中「子育てに係る地域活動」を「子ども及び家庭の支援に係る活動」に改める。

#### 付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

#### (説明)

子ども家庭支援センターの位置を変更するとともに、事業を拡充し、施設の休館日及び開館時間を変更するため、本案を提出いたします。